

議案第13号

富士見市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市下水道条例（昭和56年条例第36号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

下水道法施行令の一部改正等に伴い、富士見市下水道条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市下水道条例の一部を改正する条例

富士見市下水道条例（昭和56年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号本文及び第4号本文中「内径は」を「内径及び勾配は」に、「右欄に掲げる内径の排水管」を「中欄に掲げる排水管の内径及び右欄に掲げる勾配」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「掲げる」の次に「物質又は」を加え、同項第10号中「掲げられる」を「掲げる」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。